11　「１　発行会社」欄中「⑹　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

12　「１　発行会社」欄中「⑺　事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する法人である連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄から「⑹　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

13　「２　同意取得しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」については、届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数と当該共同議決権行使同意取得に係る議決権の数とを合計した議決権の数の総議決権に占める割合を記入すること。

「⑵　同意取得の目的及び内容」欄には、「取締役の選解任を目的とした議決権行使」、「事業譲渡等を目的とした議決権行使」、「その他経営の関与を目的とした議決権行使」等の同意取得の目的を記入すること。また、同意に基づき、共同で議決権を行使しようとする議案については、可能な限り記入すること。ただし、届出時点で、議案が不明な場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。

「⑶　同意取得の時期」欄について、本届出書受理日から６カ月以内の日であって、当該受理日において予定している同意取得の予定日がある場合は当該予定日を記載すること。なお、具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

「⑷　株主総会の時期及び種別」欄中「種別」については、「定時株主総会」又は「臨時株主総会」の種別を記入すること。

「⑸　同意取得の相手方」欄は、届出者が相対による方法により同意取得をしようとする場合において記入すること。

14　「３　同意取得後の事業計画等」欄中「⑴　同意取得後の事業計画」欄には、同意取得後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「⑵　事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の取扱い」欄には、同意取得後の事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の取扱いに関する事項を記入すること。

15　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、届出者が特定組合等（法第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

16　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

17　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄、「５　同意取得時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「届出者との関係」欄及び「６　同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「同意取得の相手方との関係」において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

18　「５　同意取得時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する実質保有等議決権及び当該共同議決権行使同意取得に係る議決権（すなわち、「２　同意取得しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。なお、同意取得時の「数量」及び「議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「議決権比率」を記入すること。